

雇用保険適用事業所設置手続きについて

【1 注意事項】

- (1) 事業所の所在地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に提出してください（**大津公共職業安定所の管轄地域は大津市のみです**）。
- (2) 事業主、法人の役員等（取締役、執行役員、監査役等）、事業主と同居の親族、在宅勤務者は原則被保険者となりません。
- (3) 資格取得日は、試用期間、研修期間、休日、祝日等によらず、事業主と本人との間で契約した雇用開始日となります（試用期間がある場合はその初日から、雇用開始日が休祝日等で勤務を要しない場合もその休祝日等である初日からの資格取得になります）。
- (4) 1週間の所定労働時間は、労働条件通知書（雇入通知書）又は雇用契約書にて確認します（20時間未満の者は被保険者となりません）。

【2 手続方法】

- (1) 二元適用事業（以下の該当するもの）
 - 都道府県および市町村ならびにこれらに準ずるものの行う事業
 - 農林水産の事業
 - 建設の事業（建築・土木・電気工事・設備工事等）安定所に下記3の①、②、③、④の書類を提出してください。
- (2) 一元適用事業（二元適用事業以外のすべての事業）
労働保険関係成立届を大津労働基準監督署に提出した後、安定所に下記3の①、②の書類を提出してください。

【3 提出書類】

- ① 雇用保険適用事業所設置届
- ② 雇用保険被保険者資格取得届（または雇用保険被保険者転勤届）
- ③ 労働保険関係成立届（二元適用事業所のみ）
- ④ 労働保険概算保険料申告書（二元適用事業所のみ）

【裏に続く】

【4 添付書類】

(1) 事業所の実在を示す書類

法人 →「登記事項証明書」

個人事業 →「住民票記載事項証明書」または「運転免許証」

法人格のない団体 →「会則」または「規約」

なお、事業所の所在地が上記書類と違っている場合は公共料金の請求書、賃貸借契約書等の所在地が明記されている書類が別途必要です。

(2) 事業の種類、事業経営の状況を示す書類

事業許可が必要な事業 →「事業許可証」等

「工事契約書」「請負契約書」「請求書」「納品書」等

※ 6か月以上遡って手続きをされる場合は、原則として実地調査を行います。
(納税証明書等の税務行政機関による証明書の提出がある場合を除きます。)

(3) 労働者の雇用実態、賃金支払の状況を示す書類

「労働者名簿」(労働基準法第107条)

「出勤簿又はタイムカード」

「賃金台帳」(労働基準法第108条)

「労働条件通知書」(労働基準法第15条)または「雇用契約書」

(4) 労働保険の成立を示す書類(一元適用事業所のみ)

(大津労働基準監督署に提出後の)「労働保険関係成立届」事業主控

- ・その他詳細や記載方法等は「労働保険のしおり」をご覧ください。
- ・必要に応じて、事業実在の確認のため書類の追加依頼や実地調査を行う場合があります。

大津公共職業安定所 雇用保険適用課
電話：077-522-3773 (部門コード#21)
〒520-0806 大津市打出浜 14-15
滋賀労働総合庁舎 2F

[参考] 大津労働基準監督署 労災課
電話：077-522-6641
〒520-0806 大津市打出浜 14-15
滋賀労働総合庁舎 3F